ストレスチェック制度に関する方針

はじめに

島根大学は、職員の健康を確保することにより、いきいきと仕事に励んでもらうことのできる活気ある職場環境づくりを目指します。

平成26年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することを重要な課題と捉え、その対策の一環として、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」と言います。)を毎年定期的に実施します。

目的

ストレスチェック実施の目的は、職員自身のストレスへの気付き及び対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することです。メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とするものではありません。

象恢

ストレスチェックの対象となる職員の範囲は、一般定期健康診断の対象者と同一とします。ストレスチェック制度が、学内のメンタルヘルス向上のみならず、職場環境の改善による業務効率の向上にも繋がるものであると考えるため、対象の全職員がストレスチェックを受けていただくことを望みます。

職員本人に対するフォローアップ体制

ストレスチェックの結果は職員本人に直接通知しますので、当該結果をストレスへの気付きとセルフケアに役立てていただくことを推奨します。また、本学の松江及び出雲キャンパスに設置されている保健管理センターを活用していただくことを推奨します。

ストレスチェックの結果, 医師の面接指導が必要とされた職員は, 面接指導の申出を行っていただくことを望みます。

職場の環境改善の推進

ストレスチェックの結果を集団的に分析することにより、 職場内におけるストレス要因を把握し、対策を講じることによって職場環境の改善を継続的かつ計画的に推進します。

個人情報の保護と不利益な取扱いの禁止

職員が安心してありのままにストレスチェックを受けてもらえるよう、ストレスチェック制度の関連諸法に則り、職員の同意なくストレスチェックの結果が島根大学に提供されることはありません。また、ストレスチェック及び面接指導において把握した職員の健康情報等に基づき、当該職員の健康の確保に必要な範囲を超えて、当該職員に対して不利益な取扱いを行うことはいたしません。

平成 28 年 4 月 18 日 国立大学法人島根大学